

第7次医療計画における既存病床数の修正について(報告)

1. 既存病床数の定義

(医療法施行規則第30条の33、同規則附則第48条及び平成18年法律84号附則第3条)

- 病院の一般病床及び療養病床
- 有床診療所の一般病床(平成19年1月1日以後に使用許可を受けたものに限る)及び療養病床
- 介護老人施設又は介護医療院については、平成36年3月31日までの間、療養病床の既存病床数に算定(病院又は診療所の療養病床を転換した場合に限る)
- 職域病院等の病床は、部外者が利用している部分を除き、特定の患者のみが利用しているため、既存病床数には算定しない

2. 修正が必要となった要因

有床診療所の一般病床については「平成19年1月1日以後に使用許可を受けたものに限る」べきところ、第7次医療計画で示した既存病床数においては、当該基準日より前に使用許可を受けた病床も含めていたことが判明

3. 正誤表(医療計画 64項 図表 3-1-1)

二次医療圏	基準病床数	【正】 既存病床数	【誤】 既存病床数	差 (「正」-「誤」)
豊能	6,711	9,009	9,194	△185
三島	4,745	6,502	6,636	△134
北河内	8,342	9,584	9,940	△356
中河内	4,534	5,804	5,893	△89
南河内	4,097	6,567	6,665	△98
堺市	5,695	9,338	9,496	△158
泉州	4,847	8,766	8,918	△152
大阪市	21,919	31,768	32,264	△496
合計	60,890	87,338	89,006	△1,668

(参考) 基準病床数

「一般病床の基準病床数」

((性別・年齢階級別人口)×(性別・年齢階級別一般病床退院率の総和)×(平均在院日数)+(流入入院患者数)-(流出入院患者数))÷病床利用率

「療養病床の基準病床数」

((性別・年齢階級別人口)×(性別・年齢階級別療養病床入院受療率の総和)-(介護施設・在宅医療等対応可能数)+(流入入院患者数)-(流出入院患者数))÷病床利用率